

## 投資信託用語集

### 運用報告書

計算期間中のファンドの運用実績、運用状況等を受益者の皆様に説明する報告書のことをいいます。原則として、毎計算期間終了後及び信託期間の終了後に委託会社を作成し、販売会社を通じて、受益者の皆様に交付します。

### 基準価額

ファンドの純資産総額を受益権総口数で除したもので、ファンドの一口(ファンドによっては一万口)当たりの評価額のことをいいます。

### 個別元本

受益者毎のファンドの平均取得価格単価をいいます。同一ファンドを複数回取得した場合、取得単価は追加取得の都度、取得口数に応じて加重平均され、個別元本の変更が行われます。なお、申込手数料は、個別元本には含まれません。

### 収益分配金

ファンドの計算期間終了後に、運用の結果あげられた収益等を受益権口数に応じて受益者に支払う分配金のことをいいます。分配金額は、信託約款に規定する分配方針に基づいて委託会社が決定します。

### 純資産総額

ファンドの資産総額(株式や公社債等の組入資産を原則として時価で評価したもの)から負債総額(運用経費等)を控除した金額をいいます。

### 普通分配金

決算時に受け取る分配金の中で課税扱いとなる分配金を普通分配金といいます。

### 特別分配金

決算時に収益分配を行う際に「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる収益分配金のことです。

### ファミリーファンド方式

投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といい、この全体の仕組みをファミリーファンド方式といいます。

### 交付目論見書

投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。ファンドの運用方法、リスク、取得のお申し込みを行う際に必要な申込要領、費用等の情報が記載されています。